**糸島市商工会利子補給補助金交付規程**

（趣旨）

第1条　本規程は、市内商工業者の事業資金借入金に係る支払利息の一部を補助することにより、経営の安定を図るとともに商工業者の育成及び振興に寄与するため、借入者に対して交付する糸島市商工会利子補給補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助の対象となる事業資金）

第2条　補助の対象となる事業は次の各号の事業資金とする。

１　糸島市内で起業する方で、平成28年度中に起業に伴う資金を(株)日本政策金融公庫福岡西支店または福岡支店から借入した者。

２　平成28年度中に、(株)日本政策金融公庫福岡西支店から小規模事業者経営改善資金を借入または借換をした者。

（補助の対象者）

第3条　補助の対象者は、第2条の事業資金を利用した者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

　　１　市税等の滞納が無い者。

　　２　借入後、1ヶ月を超える返済の遅れが無い者。

　　３　事業を継続している者。

（補助金の額及び補助限度額）

第4条　補助金の金額及び補助限度額は次のとおりとする。

１　原則、平成28年度中に借入した第2条の各号の資金に係る１年間の支払利息。

２　上限５万円。但し、補助金請求時の糸島市補助金の予算範囲内とする。

（補助対象となる利息の対象期間）

第5条　補助対象となる支払利息の対象期間は、次の期間とする。

１　平成29年度の貸付実行日から1年経過までの最終の支払期日が到来した日までとする。但し、1年経過までの利息支払の最終日は、平成30年2月末日とする。

（補助金の交付申請）

第6条　補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる必要書類を添付して、平成29年度中に商工会長へ申請するものとする。

（１）糸島市商工会利子補給申請書（様式第1号）。

（２）市町村が発行する市税等に滞納の無い証明。

　（３）「利息支払証明書」発行依頼書（様式第4号）

（４）借入金の返済予定表。

（補助金の交付決定）

第7条　商工会長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、糸島市商工会利子補給交付決定通知書（様式第2号）を交付するものとする。

（補助金の請求）

第8条　補助金を請求しようとする者は、次に掲げる必要書類を添付して、平成29年3月10日までに商工会長へ請求するものとする。

　（１）糸島市商工会利子補給交付決定通知書（様式第2号）

（２）糸島市商工会利子補給請求書（様式第3号）

　（３）振込口座の写し

（補助金の交付等）

第9条　商工会長は、前条の請求書類を受理した時は、これを審査し、適当であると認めたときは補助金を交付するものとする。

（補助金の返還等）

第10条　商工会長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に係る補助金交付の決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

１　補助金の交付の目的または条件に違反したとき。

２　申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は事業実施について不正の行為があったとき。

３　その他、この規定に違反したとき。

附　則

（施行期日）

１　この規定は、平成28年4月1日より施行する。